

# 一般社団法人下北地区労働基準協会定款

## 目次

第1章	総則
第2章	目的及び事業
第3章	会員
第4章	会員総会
第5章	役員
第6章	理事会
第7章	事務局
第8章	資産及び会計
第9章	定款の変更及び解散
第10章	広告の方法

## 第一章 総則

### 第1条 【名称】

この法人は、一般社団法人下北地区労働基準協会と称する。

### 第2条 【事務所】

この法人は、主たる事務所を青森県むつ市に置く。

## 第二章 目的及び事業

### 第3条 【目的】

この法人は、労働条件の改善、労働災害防止及び労働安全衛生対策に関する事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 【事業】

この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産業安全、産業保健の推進に関する講演の開催に関すること。
- (2) 労働基準法その他の関係法令の専門知識及び人材育成のための講習会の開催に関すること。
- (3) 機関紙資料等の配布に関すること。
- (4) 労働保険事務処理に関すること。
- (5) 登録等講習会及び安全衛生教育講習会の開催に関すること。
- (6) 健康診断の実施に附する援助に関すること。
- (7) 参考図書及び安全衛生用品用具の斡旋に関すること。
- (8) ボイラーに関わる講習会、講演会、研究会等の開催に関すること。

- (9) 技能講習修了証明申請代行業務に関すること。
- (10) その他この法人の目的を達成のために必要と認められる事業。

### 第三章 会員

#### 第5条 【法人の構成員】

- (1) この法人は、この法人の事業に賛同する団体又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
- (2) 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### 第6条 【会員の資格の取得】

この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### 第7条 【経費の負担】

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### 第8条 【任意退会】

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第9条 【除名】

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第10条 【会員資格の喪失】

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第11条 【抛出金品の不返還等】

- (1) 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- (2) この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の第7条の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第四章 会員総会

##### 第12条 【構成】

- (1) 会員総会は、すべての会員をもって構成する。
- (2) 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

##### 第13条 【権限】

会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### 第14条 【開催】

会員総会は、定時会員総会として毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

##### 第15条 【招集】

- (1) 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- (2) 会員総会の招集通知は会日より2週間前までに各会員に対して発する。
- (3) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

##### 第16条 【議長】

- (1) 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。
- (2) 会長が欠けたとき又は事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

##### 第17条 【議決権】

会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

##### 第18条 【決議】

- (1) 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (i) 会員の除名
  - (ii) 監事の解任
  - (iii) 定款の変更
  - (iv) 解散
  - (v) その他法令で定められた事項
- (3) 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- (4) 理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条 【議事録】

- (1) 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 議長は、前項の議事録に押印する。

第五章 役員

第20条 【役員の設定】

- (1) この法人に、次の役員を置く。
  - (i) 理事 15名以上 20名以内
  - (ii) 監事 3名
- (2) 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- (3) 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条 【役員を選任】

- (1) 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- (2) 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第22条 【理事の職務及び権限】

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行し、専務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- (3) 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

**第23条 【監事の職務及び権限】**

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**第24条 【役員任期】**

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

**第25条 【役員解任】**

理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

**第26条 【報酬等】**

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**第六章 理事会**

**第27条 【構成】**

- (1) この法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**第28条 【権限】**

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

**第29条 【招集】**

- (1) は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- (2) 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を

招集し、理事の中から議長を選出する。

**第30条 【決議】**

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**第31条 【議事録】**

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

**第七章 事務局**

**第32条 【事務局】**

- (1) この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- (2) 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- (3) 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免にあたっては、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。
- (4) 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

**第八章 資産及び会計**

**第33条 【事業年度】**

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第34条 【事業計画及び収支予算】**

- (1) この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

**第35条 【事業報告及び決算】**

- (1) 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (i) 事業報告
  - (ii) 事業報告の附属明細書
  - (iii) 貸借対照表

- (iv) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (v) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (vi) 財産目録
- (2) 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第九章 定款の変更及び解散

### 第36条 【剰余金】

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第37条 【定款の変更】

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

### 第38条 【残余財産の帰属】

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### 第39条 【残余財産の帰属】

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第十章 公告の方法

### 第40条 【公告の方法】

この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は熊谷國治とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。